

# 環境ボランティアを募集します!

12月から  
募集開始



とちぎカーボンニュートラル実現リーダー  
ニュートラくん

栃木県では、地球温暖化防止につながる地域活動を行う  
環境ボランティア(地球温暖化防止活動推進員)を募集しています。

## 地球温暖化防止活動推進員とは?

- 地域において**地球温暖化対策**に関する活動を行うボランティア
- 現在**100名**の方が知事から委嘱を受けて活動中
- 満18歳以上で県内に在住であれば、**特別な資格は不要**  
**大学生の応募も大歓迎!**

## 推進員の活動内容

- 1 栃木県などが実施する環境活動のサポート  
(イベントへの出展、訪問講座等)
- 2 地域での活動  
(地域の人への啓発、植林など森林保護活動等)

**専門的な知識は無くても大丈夫!**  
**まずは事前研修会にご参加ください。**

※推進員への応募には、事前研修会への参加が必須です。

参加費無料  
要申込



出前講座の実施



イベントでの啓発

## 事前研修会 オンラインからも参加可能!

- 日時**
- 第1回: 1月21日(火) 14:00~15:30  
栃木県庁 本館6階 大会議室2  
(宇都宮市埴田1-1-20)
  - 第2回: 1月24日(金) 10:00~11:30  
栃木県庁 本館9階 会議室3  
(宇都宮市埴田1-1-20)
- ※どちらかに参加してください

申込方法

氏名(ふりがな)、年齢、郵便番号、住所、連絡先、メールアドレス、研修参加希望日を記載のうえ、メール(stochi@tochieco.jp)、FAX(028-612-6611)又は下記QRコードからお申し込みください。

申込期限 **1月16日(木)**

申込フォーム  
QRコード



詳しくは..



お問い合わせ先  
◎ 栃木県地球温暖化防止活動推進センター  
☎ 028-673-9101  
✉ stochi@tochieco.jp



## 1 趣旨

地球温暖化対策の取組を促進するため、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第37条第1項の規定に基づき、地域における地球温暖化防止活動のリーダーとなる地球温暖化防止活動推進員(以下「推進員」という。)を募集します。

## 2 活動内容

推進員は、地方公共団体や各種団体等の要請に応じ、又は自主的に地球温暖化防止に係る次の活動を行います。

- (1) 地球温暖化の現状及び対策の重要性についての住民への啓発
- (2) 日常生活に関する温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置についての調査及び調査に基づく指導・助言
- (3) 地球温暖化防止活動を行う住民への情報の提供・協力
- (4) 国や地方公共団体が行う地球温暖化対策に係る施策への協力

## 3 応募資格

以下の事項を全て満たす者

- (1) 栃木県内在住者
- (2) 年齢が満18歳以上(令和7(2025)年4月1日現在)の者
- (3) 地球温暖化対策のための活動に熱意と識見を有し、地域において活動できる者

## 4 任期

令和7(2025)年4月1日から令和9(2027)年3月31日まで(2年間・再委嘱可能)

## 5 応募方法

(1) 応募用紙の提出

事前研修会を受講後、必要事項を記入した応募用紙を郵送又はEmailのいずれかの方法により栃木県地球温暖化防止活動推進センター宛て提出してください。

【提出先】 栃木県地球温暖化防止活動推進センター

〒329-1198 宇都宮市下岡本町2145-13

TEL: 028-673-9101 Email: [stochi@tochieco.jp](mailto:stochi@tochieco.jp)

【応募用紙ダウンロード先】

URL: <http://www.pref.tochigi.lg.jp/d02/suisinninnpe-ji.html>

(2) 応募締切 令和7(2025)年1月31日(金)必着

## 6 選考

(1) 応募された方の中から、これまでの活動内容及び今後の取組等を考慮して選考委員会において選考します。

(2) 選考結果は応募者全員に通知します。

## 7 県等が行う推進員の活動支援

県及び栃木県地球温暖化防止活動推進センターが推進員に対して行う主な支援は、以下のとおりです。

- (1) 推進員のボランティア保険加入経費の負担
- (2) 地球温暖化対策に係る情報の提供
- (3) 推進員を対象とする研修会の開催

## 8 その他

(1) 報酬

ボランティアとして活動していただきますので、報酬はお支払いしません。

(2) 委嘱簿の公表

推進員の氏名、居住市町名、得意分野、その他の必要事項について委嘱簿を作成し、県ホームページ等で一般に公表しますので、あらかじめ御了承ください。